

受皿の公募要領に関する要望

1 公募条件について

特別危機管理銀行である足利銀行は、預金保険法第120条に規定する4通りのいずれかの措置を選択し、一時国有化を終了することになる。

このため、受皿は、どのような理念と手法を持って足利銀行を地域の中核的金融機関として引き受けるのか明確に説明する責任がある。

公募要領にはあらかじめこれが明らかになるよう以下の条件を付すこと。

- (1) 「受皿候補」として応募した基本的な応募理由
- (2) 受皿移行後の「新銀行」の基本的な経営ビジョン
- (3) 「新銀行」の中長期の経営主体、株主構成等のビジョン

2 足利銀行のデューデリジェンスについて

足利銀行の資産査定については、受皿選定のいずれの過程においても、同行が地域金融機関として多数の中小企業の情報を抱え、これら本県産業構造の核をなす企業の資産内容等が外部に漏洩することによる地域経済への影響を考慮し、一定の制約の下で行うことを事前に受皿候補に十分周知すること。

受皿の選定に関する要望

1 地域銀行としての新銀行の形態について

(1) 株式譲渡による単独再生の選択

合併または事業譲渡の方式による事実上の足利銀行の解体は、本県の金融構造を大きく変化させ、顧客である中小企業はもとより、県内経済そのものにも大きな影響を及ぼすため、預金保険法第120条の措置のうち、株式譲渡による措置を選択し、同行を単独で再生するスキームを持つ受皿を選定すること。

(2) 地方銀行として必要な外形基準

新銀行は本県の中核的金融機関としての機能を担う地方銀行として、資産規模に相応しい、外形基準を確保することが必要であり、標準的な優良地方銀行の外形を備えていることが求められる。

このため、新銀行の経営の中核となる本店を県内に置き、支店及びリテールセンターなどの店舗を営業地域内に適正に配置し、顧客サービスの十分な展開に必要な数の正規行員を確保するなど、「標準的な地方銀行」の外形基準を満たすスキームを掲げる受皿を選定すること。

2 地域銀行としての新銀行の経営戦略について

(1) 地域密着型金融の機能強化の推進

事業再生・中小企業金融の円滑化、経営力の強化、地域の利用者の利便性向上などを柱とする、国が実施する「地域密着型金融の機能強化の推進」モデルに沿った経営を着実に実施できる地域銀行として、新銀行の経営を考える受皿であること。

(2) 中小企業の育成

本県産業構造の基盤をなし、足利銀行の顧客の大勢を占める中小企業の育成に十分な理解を示し、地域経済の安定と発展に理解を持ち、既存企業はもとより、ベンチャー企業等に対しても積極的な融資姿勢を持つ受皿であること。

また、不良債権の処理に際しては、現在の足利銀行と同様に、引き続き企業再生を主眼とし、ランクアップを図る姿勢を明確にする受皿であること。

(3) ITを活用した新ビジネスモデルの構築

ICカードやモバイルバンキングなどの新技術展開や進化するセキュリティ対策、システムの再編など銀行のIT化を巡る動きは今後ますます活発化してくる。

再生過程にある銀行として、新たな設備投資等が制約される現在の状況から脱却し、早急に最先端のITを活用した新ビジネスモデルを構築させることができる受皿であること。

(4) 地域貢献の確保

地域の中核的金融機関の大きな役割の一つは、地域の一員としての地元貢献であり、他の企業、金融機関のとりまとめや調整役はもとより、県勢の発展をリードしていく気概と指導力を持つことである。

このため、資金、人材の提供、あるいは社会的な存在としての銀行の責任（CSR）を強く自覚することはもとより、地域自治体の産業政策・地域振興政策を十分理解し、移行後の銀行が県、市町村、地元金融機関とともに手を携えて県勢の発展に寄与することができる体制を確保する受皿であること。

(5) 指定金融機関と他の金融機関との協調

県内全ての市町村の指定金融機関として公金を取扱い、県民の利便性に貢献してきた足利銀行の経営姿勢を承継し、新銀行は、指定金融機関に指定された場合にも、指定に必要な十分な機能を備え、収納代理金融機関等である県内金融機関の取りまとめ役を果たすとともに、企業に対する様々な融資についても、地元金融機関との協調体制をとることができるよう配慮する受皿であること。

3 受皿の新銀行に対するガバナンス等について

(1) 適正ガバナンスの確保

新時代に相応しい銀行の経営体制は、株主、取締役機能、執行役機能のそれぞれのガバナンスが適正かつ効果的に発揮される、例えば委員会設置会社であることなどが求められる。

新銀行において、このガバナンスが適正なバランスと実効性を伴って十分機能する体制を確保できる受皿であること。

(2) 新銀行の機関銀行化の防止

新銀行へ移行後、足利銀行が少数株主による支配を受ける場合、当該大株主の関連企業等に対する融資の拡大など株主のガバナンスだけが強くなり、新銀行が受皿の機関銀行となることを避けるための方策を、事業計画等の中で明確に位置付けることができる受皿であること。

4 国の新銀行に対するガバナンス等について

(1) 金融庁検査、日銀考査等の検査の実施

足利銀行は史上初めての特別危機管理銀行であり、受皿に移行後の新銀行の経営内容については万全の体制で監視機能を確保する必要がある。

このため、新銀行の検査内容や時期などを考慮し、十分な監督、指導を行うこと。

(2) 預金保険機構による株式保有の可能性

受皿の状況あるいは受皿の意向によっては、引き続き現在の株主である預金保険機構が当面ガバナンスを保持するよう求められることも考えられる。

この場合には、柔軟に対応できるよう配慮すること。

(3) 新銀行の株式上場前の第三者への譲渡等の防止

受皿として新銀行を引き受けた後に、当初予定された義務を事実上放棄すること、あるいは第三者に株式を売却するなど受皿自身の利益確保等のため、その責任を果たさない場合（受皿の倒産、破綻等の事情変更も含む）を想定し、適切な対応ができるよう配慮すること。

5 地域の新銀行に対する関与等について

(1) 地元資本の参入

受皿移行後の足利銀行が、地域の中核的金融機関として県民からの信頼を確保し、今後とも、長期的かつ安定的に金融機能がスムーズに展開するため、公民の地元資本の参入について特段の配慮をすること。

(2) 地域金融安定化のための地域の関与

受皿移行後の足利銀行が、中核的金融機関として、安定した経営を確立するまでの一定期間、地域金融安定化のため地域が何らかの形で経営に関与できるように配慮すること。